

条例制定の経緯

「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」は、平成25年5月22日（平成25年長崎県議会開会日・5月定例会議会）に、県議会「条例制定検討協議会」提出の議員提案条例として上程され、同日の本会議で可決成立しました。そして、同月31日に公布されました。

この条例の制定のため、同協議会では、平成24年4月以降、約1年をかけて、県民との意見交換等を実施しながら、協議を行ってきました。

本書は、同協議会の委員の監修の下、議会事務局政務調査課及び福祉保健部障害福祉課が共同で、県庁各部局の協力を得ながら、県民、関係団体等からの意見等を参考に、関係法令等を紹介しつつ「逐条解説」としてまとめたものです。

1 . 国の動向等について

(1) 国の動向

平成18年12月 国連総会において「障害者の権利に関する条約」が採択される。

平成19年 9月 日本が同条約に署名する。

平成21年12月 内閣府に「障がい者制度改革推進本部」(1) が設置される。

平成22年 1月 同本部内に障がい者制度改革推進会議が設置される。

平成22年 6月 同推進会議において、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)」がとりまとめられる(平成22年 6月29日閣議決定)。

平成22年12月 同推進会議「第2次意見」(障害者基本法改正案)がとりまとめられる。

平成23年 7月 「改正障害者基本法」成立

平成24年 5月 同法の規定により、内閣府に「障害者政策委員会」(2) が設置される。

平成24年 6月 「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」(障害者総合支援法)成立

平成24年 7月 障害者政策委員会内に「差別禁止部会」(3) が設置される。

平成24年 9月 「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての差別禁止部会の意見が提出される。

平成25年 4月 政府が「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(案)」を国会に提出する。

平成25年 6月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が国会で成立する。

1 障がい者制度改革推進本部

障害者の権利に関する条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革を行い、関係行政機関相互間の緊密な連携を確保しつつ、障害者施策の総合的かつ効果的な推進を図ることを目的とする。

2 障害者政策委員会

障害者基本計画の策定又は変更に当たって調査審議や意見具申を行うとともに、計画の実施状況について監視や勧告を行うことを目的とする。

3 差別禁止部会

障害者に対する差別の禁止の在り方については、新たな障害者基本計画の策定に当たり重要な課題であることに鑑み、障害を理由とする差別の禁止に関する法制の制定について調査検討することを目的とする。

(2) 全国の障害者差別禁止条例の制定状況

(4 県 1 政令市 1 市)

- ・千葉県 (平成18年10月成立 平成19年7月施行())
- ・北海道 (平成21年3月成立 平成22年4月施行)
- ・岩手県 (平成22年12月成立 平成23年7月施行)
- ・熊本県 (平成23年7月成立 平成24年4月施行())
- ・さいたま市 (平成23年3月成立 平成24年4月施行())
- ・八王子市 (平成23年12月成立 平成24年4月施行)

条例の一部が先行して実施されている。

(3) 県内の状況

平成20年2月 「障害者差別禁止法」(JDA)の制定を求める集
会が開催され、JDAを実現する長崎ネットワークが
設立される。

主催者 長崎県自立生活支援センター

平成20年11月 障害者差別禁止法・早期制定シンポジウム

主催者 JDAを実現する長崎ネットワーク

2 . 本県における条例制定に向けた動きにつ いて

(1) 長崎県障害者差別禁止条例(仮称)制定推進 協議会による条例案の検討

平成24年1月11日(水) 第1回推進協議会

県内の障害者関係団体等で構成される「長崎県障害者差
別禁止条例(仮称)制定推進協議会」(以下「推進協議
会」という。)が設置され、条例案の検討が始められた。

平成24年2月23日(木) 第2回推進協議会

障害のある人の定義等について検討が行われた。

これ以降、同年9月までに10回開催され、条例案について

の検討が行われた。

なお、平成24年8月開催の県議会「条例制定検討協議会」において、条例案を県議会へ引き継ぐこととし、今後は県議会主導で条例制定に向けた取組を行ってもらうこととされた。

(2) 県議会における取組

障害のある人に対する差別を禁止するための条例については、県議会の一般質問や委員会の審査において、平成20年以降度々質問が行われてきたこともあり、平成24年4月に県議会に設けられた条例制定検討協議会において、議員提案条例を目指す最初のテーマとなりました。

16回にわたる同協議会での検討を経て、平成25年5月の本会議で可決成立しました。

条例制定検討協議会での取組

平成24年4月20日(金) 第1回協議会

協議会を設置し、障害のある人に対する差別を禁止する条例に取り組むことを決定した。

平成24年5月22日(火) 第2回協議会

障害のある人に対する差別を禁止する条例以外に協議会として取り組む必要がある条例を検討することとした。

平成24年6月13日(水) 第3回協議会

推進協議会との合同会議を実施し、条例案の内容について協議を行った。

平成24年7月12日(木) 第4回協議会

委員間で協議を行った。

平成24年8月7日(火) 第5回協議会

推進協議会から提案された条例案を基に、福祉保健部等県庁各部局と協議を行うことを決定した。

また、県内4箇所(長崎・諫早・佐世保・五島)において、条例案に関する意見交換会を行うことを決定した。

平成24年9月3日(月) 第6回協議会

福祉保健部等との協議を行った。

平成24年9月5日(水) 第7回協議会

県内4箇所の意見交換会で使用する条例案を決定した。

平成24年10月3日(水) 文教厚生委員会

高見 健座長が文教厚生委員会に出席し、条例案の検討状況等について説明を行った。

平成24年10月29日（月） 第8回協議会

福祉保健部等との協議を行った。

平成24年11月5日（月） 第9回協議会

委員間で協議を行った。

平成24年11月27日（火） 第10回協議会

商工関係団体等との意見交換を行った。

平成24年12月20日（木） 第11回協議会

委員間で協議を行った。

平成25年1月18日（金） 第12回協議会

福祉保健部等との協議を行った後、推進協議会との意見交換を行った。

平成25年2月13日（水） 第13回協議会

委員間で協議を行った。

平成25年3月21日（木） 第14回協議会

福祉保健部等との協議を行った後、委員間で協議を行った。

平成25年3月25日（月） 県内市町障害福祉担当者向け説明会

福祉保健部障害福祉課主催の会議に出席し、県内市町の障害福祉担当者に対して条例案の説明を行った。

平成25年4月5日（金） 第15回協議会

福祉保健部との協議を行った後、委員間で協議を行った。

平成25年4月17日（水） 文教厚生委員会

高見座長が文教厚生委員会に出席し、条例案の検討状況等について説明を行った。

平成25年5月7日（金） 議員向け説明会

条例制定検討協議会委員以外の県議会議員に対して、条例案の説明を行った。

平成25年5月10日（金） 第16回協議会

障害者団体、商工関係団体等との協議を行った後、委員間で協議を行い、最終的な条例案の取りまとめを行った。

平成25年5月31日（金） 第17回協議会

福祉保健部とともに、逐条解説（案）の修正、条例の普及啓発等について協議を行った。

平成25年6月10日（月） 第18回協議会

福祉保健部とともに、逐条解説（案）の修正について協議を行った。

平成25年7月23日（火） 第19回協議会

福祉保健部とともに、逐条解説（案）について最終的な取りまとめを行った。

意見交換会の実施状況

- ・ 長崎会場（参加人数 約70名）
日 時 平成24年9月20日（木） 18：30～20：30
会 場 メルカつきまち5階プラザホール
- ・ 諫早会場（参加人数 約50名）
日 時 平成24年9月29日（土） 18：00～20：00
会 場 中央公民館（市民センター）講堂
- ・ 佐世保会場（参加人数 約90名）
日 時 平成24年10月8日（月） 14：30～16：30
会 場 県立大学（図書館）多目的ホール
- ・ 五島会場（参加人数 約160名）
日 時 平成24年10月27日（土） 14：30～16：30
会 場 福江文化会館ホール
参加人数（4会場）合計 約370名

パブリックコメント等の実施状況

- ・ 関係団体への意見照会（平成24年9月14日～10月5日）
回答者（団体）数は28、意見数は104。
- ・ パブリックコメント（平成24年9月19日～10月31日）
回答者（団体）数は14、意見数は33。

本会議での審議

平成25年5月17日（金） 議会運営委員会

条例案を提出。高見座長が提案理由を説明。5月22日の本会議に上程することを決定。

平成25年5月22日（水） 本会議

高見座長が提案理由を説明。高比良 元委員が賛成討論。その後、採決が行われ、全会一致で可決成立。